

東京都動物愛護管理審議会答申素案に対する意見募集（パブリックコメント）の集計結果

1 募集期間

平成25年11月29日（金曜日）～平成25年12月12日（木曜日）

2 受付数

電子メール	ファクシミリ	郵送	合計	延べ意見数
116通	16通	2通	134通	434件

東京都動物愛護管理審議会 答申素案に対する意見募集（パブリックコメント）の集計結果

第1 東京都における動物飼養の現状と社会状況

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
3 狂犬病予防 注射接種率	日本では長年、狂犬病発症例がないため、狂犬病ワクチンの毎年接種は必要ない。海外から入り込まないよう水際作戦を強化すべき。	犬の体への負担及び費用。	原案のとおりとします。 狂犬病予防注射の接種は、法律により義務付けられています。	1
5 法律等の改正 (2) 政省令等の 改正内容 ア 動物取扱業 の追加	(ア)について、動物の競りに反対。	犬や猫は感情がある生き物です。それを競りにかけ売買することに反対する。	原案のとおりとします。 政省令等の改正内容を記載していますので、御意見としてお聞きします。	2
5 (2) イ 犬及び猫の 夜間展示の 禁止	(ア)について、展示販売を禁止すべき。	(未記入)		1
5 (3) 法改正の主 な内容 ア 動物取扱業 の適正化	(ア) ①～⑤を削除すべき。	これからの動物との共生は、よりよい環境の下で繁殖できるブリーダーへ注文をかけてから、繁殖させる仕組み、受注制を採用すべき。	原案のとおりとします。 法改正の主な内容を記載していますので、御意見としてお聞きします。	1
	(ア) *の説明を削除すべき。 経過措置を設けず、56日までの販売等を禁止すべき。	出生後56日と条例で定めるべき。		6
	(ア) *の説明について、「3年後から出生後56日を経過しない犬猫の販売・引渡し・展示の禁止」とすべき。	「別に法律で定める日までの間は49日」では、56日の目標がいつ達成されるのかわからない。		1
	(ア) *の説明について、「施行後1年間は45日、その後1年間は49日」とすべき。	移行期間が3年間もあるのは不自然なので、1年ずつ段階を踏み、56日に持っていくのが妥当。		1
	(ア) *の説明について、「法律上猶予期間があるが、56日を守らせる指導をする」という記述をすべき。	猶予を設ける合理的な理由がない。		1
	(ア) ①について、安全管理、販売が困難となった犬猫等の扱いに関して罰則を設けるべき。	本に犯罪行為が行われていることが書かれているほど、状況が悪く、改善が必要であるから。		1
	(ア) ③について、安易な愛護団体への押し付けが横行しないよう、愛護団体との連携を例示することは避ける。	業者は本来、自己の責任において次の飼養者を探すべきであり、それができないのであれば、事業規模を縮小すべき。		2
	(イ) ①を努力義務から義務規定に変えるべき。	販売が困難になった動物の扱いを、行政が実態把握すべき。		1
(エ)について、動物の繁殖について規制がない。厳しく制限して適正なブリーダーのみ許可すべき。	繁殖場の環境は劣悪な所が多い。		1	

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
5 (3) イ 多頭飼育の 適正化	(イ)「多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態」を、「多頭飼育に起因する飼育放棄、虐待のおそれのある事態」に修正すべき。	虐待以外にも飼育放棄による地域での問題化も見られる。	原案のとおりとします。 法改正の主な内容を記載していますので、御意見としてお聞きします。	1
	(イ)「多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態」として、「日光や風雨をさえぎる場所がないなど、施設の不備によって衰弱にいたるおそれのある事態」、「繋ぎっぱなしで散歩にも行っていない状態」、「カビの生えた餌や藻の繁殖した飲み水が置かれているなど、不衛生な給餌給水が行なわれている事態」を追加すべき。	法改正で「健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること」が動物虐待罪の対象になった。衰弱に至ってはいなくても、いたる可能性のある場所に拘束することは虐待を生じさせるおそれがあることになるため、予防の観点から、「虐待を受けるおそれのある事態」として、ここに盛り込むべき。		1
5 (4) 基本指針の 改正	基本指針改正の概要について、推進計画の計画期間を「10年間」から「5年間」に変更すべき。	(未記入)	原案のとおりとします。 国の基本指針で計画期間を定めています。	1

(小計) 22

第2 動物愛護管理行政の現状

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
1 動物の捕 獲・収容、 引取り等	収容中の動物の取扱いと殺処分方法について追加すべき。	収容中、大型犬と小型犬が同室になり、餌を十分に食べられなかったりコンクリート床で温度管理が不十分のために殺処分前に死に至る動物がいると聞いている。 壁が動いて殺処分に至る運命を悟り恐怖に震える数日を送らせ、二酸化炭素で窒息死させるのはあまりに非人道的である。収容中、動物が感じる恐怖を最小に留めるよう務め、注射で安楽死させる方式に変えるべき。	原案のとおりとします。 東京都では、御指摘のような状況にはありません。 なお、東京都では、国の指針に示されている方法により致死処分が実施されています。	5
2 動物の返 還・譲渡・ 致死処分	3段落目「高齢、攻撃的な性格、重度の負傷や病気など健康上の問題がある場合など、譲渡が難しい個体や、衰弱や感染症によって成育が極めて困難な飼い主がいない生まれて間もない子猫などについては、返還、譲渡に至らなかった場合は致死処分となる。」を削除すべき。	譲渡が難しい個体の選別方法は、行政担当者によるきわめて俗人的な判断による。致死処分をできるだけなくすよう、東京都の基準を改善すべき。	第2は、動物愛護管理行政の現状を記載していますので、御意見としてお聞きします。	1
	致死処分ゼロを目標にすることを加えるべき。やむ無く致死の方法をとる場合は炭酸ガスではなく、注射にすること。	致死は許されることではないから。炭酸ガスによる処分は苦しいことで知られているから。		1
	高齢、攻撃的な性格、重度の負傷や病気など健康上の問題がある場合でも譲渡の努力をすべき。	基本的には、飼い主が最期まで責任を持つべきで行政が引き取るべきものではない。事情が許さない特別な理由で引き取った場合でも、可能な限り譲渡の努力はすべき。		1
3 動物取扱業 に対する監 視指導 (1) 動物取扱業 の登録数	動物販売業者の数、又は販売の個体数を限定すべき。 動物の店頭販売は禁止すべき。	過剰に繁殖させて販売することが殺処分の原因になっているので、行政が取り締まるべき。	第一種動物取扱業については法律により定められています。 法律の制定、改正等は国の事務であり、御意見としてお聞きします。	1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
3 (2) 動物取扱業 の監視指導	動物取扱業の「登録の有効期間が5年間」の期間を3年程度にすべき。	監視指導を強化するため。	第一種動物取扱業の登録については、法の規定に則って行われています。 法律の制定、改正等は国の事務であり、御意見としてお聞きします。	1

(小計) 10

第3 動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数	
1 飼い主の社会的責任の徹底 (1) 適正飼養の普及啓発の強化	1段落目の「・・・動物取扱業者への指導が行われている。」の後に「しかしながら、これらでは不十分のため、更なる検討を必要としている。」と追記すべき。	講習会でカバーできる飼養希望者の数は一部にすぎない。ショップ等において売るためのセールストークが優先されており、指導は蔑ろにされているのが現状であるため。	原案のとおりとします。 第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載しています。	1	
	2段落目に「適正飼養に係るパンフレットは、現在飼育していない人も目にする区市町村の掲示板などの場所に掲示する必要がある。飼育の有無にかかわらず、都民の常識として広く認知させる。」を追加すべき。	(未記入)		1	
	3段落目を「・・・情報提供を図るよう進めているが、十分でないため実際に機能するよう更なる検討を必要としている。」と修正すべき。	情報共有の度合いが低く、あるいは機能しているとは言いがたい現状であるため。		1	
	3段落目の「・・・情報提供が図られている。」は記述が正確ではない。	きちんとした対応例は聞いたことがない。		1	
	4段落目の「・・・行われている。」を「行われているが、十分でないため更なる検討を必要としている。」に変更する。	動物愛護団体やボランティアの負担が大きく、連携は必要だが、頼る部分が多すぎているのが現状であり、その点を改善する必要があるため。		1	
	都民が動物を購入する際に、動物を飼うことに伴う責務について十分な説明を受けられるよう、動物取扱業者への指導を徹底すべき。 購入決定をする前に販売員からその動物の生涯中にかかり得る費用についての説明を具体的にを行うことを義務化すべき。	狂犬病予防注射にかかる費用はもちろんのこと、各種ワクチン接種費用、定期的なトリミングが必要な動物の場合はおおよその費用と頻度、主な病気をした場合のおおよその費用、エサ代等々を記入し、1年にどの程度かかるかを具体的に提示します。ペットショップや購入希望者が自分で記入する形にし、型通りに「読んだふり」「説明したふり」が起こるのを防ぎます。		第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載していますので、御意見としてお聞きします。	1
	「動物の安易な飼養開始を防止することが必要」とありますが、そのとおりだと思う。お金を出せば誰でも購入できる現状が異常な状態。	ペットショップでの生体販売を取り締まるしか手段がないのでしょうか。			1
	安易な飼養開始防止のため、犬猫の寿命、終生飼養に要する費用等を数値で具体的に明示させるべき。飼養開始前に、万一飼養継続困難となった場合の引取り手を決めておく必要性を周知させるべき。	安易な飼養開始防止という入口は、出口における殺処分減少の要であると考え。		3	
普及啓発について活動場所、時間、方法を再考すべき。	都民に愛護センターの実状は伝わっていないのが現状。	1			
1 (2) 犬の適正飼養の徹底	5段落目に「なにより犬の問題行動は早期母子分離の影響が大きく懸念されるため、出生後56日の引き渡し禁止の必要性を都民に説くことが求められる。」と追記すべき。	飼い方やマナーも大切ですが、なによりも未然防止のための更なる未然防止が重要であるため。	原案のとおりとします。 第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載しています。	1	
	犬猫の一般家庭での繁殖は、殺処分がゼロとなるまではなるべく規制すべき。無理なら指導や呼びかけ、情報拡散だけでもすべき。特に純血種を求める飼い主には呼びかけ、指導、情報拡散すべき。	純血種を求める飼い主は、飼える人間の数に対して犬(猫)の数が多く、殺処分が行われていることを知識としては知っていても、それが自分自身の犬(猫)との生活イメージと結びついていない。		1	

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
1 (3) 猫の適正飼養の徹底	最後の段落を「また、飼い主のいない猫を巡るトラブルの解決に向けて、行政との協働による地域特性に応じた支援制度として、住民主体に・・・(略)」と修正すべき。	地域特性に応じた「行政 地域 ボランティア」三者協働による支援制度が活動には欠かせない。反面この部分が満たせない場合、住民の主体的な活動であっても地域理解が進まず、普及啓発活動を行える状況ではないため。	原案のとおりとします。 第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載しています。	1
	最後の段落の「また、飼い主のいない猫を巡る・・・(中略)・・・普及啓発が行われている。」は、記述が正確ではない。飼い主のいない猫の飼育方法が書かれていない。	野良猫を捕獲し、不妊去勢手術をした後、元の場所に放そうとしてもできなくて、困難に直面した。	第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載していますので、御意見としてお聞きします。	1
	千代田区を参考にすべき。	殺処分ゼロの実績があり理想的なパターン。		1
1 (5) 高齢動物の飼養への対応	最後の箇所「・・・かかりつけ獣医師の関与の必要性が周知されている」を「・・・かかりつけ獣医師の関与の必要性の周知を行っている」に変更する。	「周知」に至っていないため。現在は「周知」している途中の段階であることが解るように。	原案のとおりとします。 第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載しています。	1
	これから飼おうとする動物がおおよそ何年生きるかを具体的に説明するとともに、その動物にとって「高齢」とはおおよそ何才からなのかも説明させるべき。かつ、動物が高齢に達した時に飼い主が何歳になっているのかを実際に記入させることによってその自覚を促すべき。	購入決定前に販売員から種々の説明を行うことを義務化する。	第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載していますので、御意見としてお聞きします。	1
	相談しやすい窓口を作り、医療体制、介護体制などを整えるべき。	高齢犬ホームも出てきてはいるが、地元で利用しやすい環境があれば長年ともに暮らした動物を持ち込むことはなくなる。		1
2 事業者の社会的責任の徹底 (1) 動物取扱業の監視の強化	まずは8週齢規制を導入し、生体の展示販売を禁止するべき。	8週齢規制により、飼い主が永く飼いやすい状態を作るから。 大量生産、売れなくなったら捨てる、という仕組みになりやすい生体展示販売をやめ、優良なブリーダーや予約したり、里親(動物愛護ボランティア団体)から引き取ったりすることを推奨すべきと思うから。		1
	「生体販売は生後8週間以上経過したペットに限る」を強化すべき。	現在におけるペットの問題の本質だと思います。親との接触は、成犬や成猫になってからも影響するので、必要な時期しっかりと親に触れて育てていただきたい。ペットは商品としてだけでなく「家族」であるという認識と自覚を事業者を持たせ行政指導をお願いします。		1
	生後56日齢までは、親兄弟等と直接触れあう環境で飼養すること。また、親兄弟が優先であり、「等」とは親兄弟が死亡している場合に、共に飼養するに適した状態にある同種の動物に限ると定義すること。	定義は明確にしておかなければ意味がない。		1
	畜産業者、ブリーダー、ペットショップの規制と監視を強めるべき。	以前ブリーダーのもとで働いた人の体験談など、聞くに耐えない残酷なものである。		1
2 (2) 動物取扱業への指導事項の拡大	最後に次の一文を加える。「指導を実際に機能させるため、都民からの情報を常時募集し、更なる遵守の徹底に役立てることを必要とする。」	販売業の事前説明を行ってはいれるものの、動物愛護管理法改正前と変わらず、「売るためのトーク」が事前説明と並行してなされているため。 また、行政向けの取り繕った姿ではなく、日ごろ消費者(都民)に見せている実際の姿を把握しなければ、真の改善、問題点の解決に向けることはできないため。	原案のとおりとします。 第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載しています。	1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
	販売時の事前説明のひな形的な記入式のパンフレットを準備した上、販売員ならびに購入者が署名することを義務付けるべき。この署名書類とともに（犬の場合は）畜犬登録を行うようにするべき。	販売時の事前説明において、飼い主の自覚と負担に関する説明を実施することの義務付けをより徹底する。	第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載していますので、御意見としてお聞きします。	1
	ペットショップの販売員は、飼い主へ自覚と負担について説明する役目であるため、研修を受ける必要がある。	販売者は、購入希望者と綿密に話し合った上で、購入可か不可か、判断していくべき。		1
2 (3) 動物取扱業の資質の向上	最後に次の一文を加える。「ただし、課題が数多く残っているため、引き続き検討を行っていく必要がある。」	責任者が不在にしており、終日年若い店員のみがいるショップがあったり、頻繁に店員が変わっていたりと責任者は教育を受けても、その教育が活かされていないケースを頻繁に目にするため。	原案のとおりとします。 第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載しています。	1
	動物取扱責任者について、施設の規模（従業員数・取扱動物の数・種類）に応じて人数を決めるべき。	複数の責任者または研修受講者証を与えられた者などにおいて生体の取り扱いが適切になるようにしてもらいたい。		1
	いろいろと手をつくして商売させる必要はない。開業に対して資格制にするなど厳しい条件を設けるべき。	殺処分がある以上、そもそも生体販売は shouldn't。当然厳しくする必要があり、廃業もさせていくべき。		1
2 (4) 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援	「人材育成するに値する」との判断基準が必要。それをクリアしたものが教育を受けられ、繁殖・売買する責任を植えつけるべき。	扱うのが命である認識のない店もある。		1
2 (5) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応	3段落目の「調査の結果・・・（中略）・・・適正に行われていることが明らかになっている。」を「調査においては・・・（中略）・・・適正に行われているとの回答を得た。」に変更する。	アンケートによる回答が「真実・事実」であるとは限らない。よって継続的かつ安定的な自主管理が適正に行われていることが「明らかになっている」と断言するのはおかしい。	原案のとおりとします。 第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載しています。	1
	4段落目の「国による定期的な調査」がどのようなものか明記するべき。	信用度の高い実態把握が必要。		1
	3段落目、4段落目を削除すべき。	「東京都による定期的な調査による実態把握の必要性は低い」との結論は誤り。国がほとんど実態を把握していないからこそ、全国でも実験動物飼養施設が多いと考えられる東京都が積極的に実態把握を行うべき。		2
	4段落目の最後を「定期的な調査や実態把握、実験動物施設への積極的な関与をする」とすべき。	定期的な調査や実態把握、実験動物施設への積極的な関与をすべき。		1
	4段落目の「・・・国による定期的な調査がおこなわれていることから、今後は東京都による・・・」を「・・・国による定期的な調査がおこなわれていることから、（中略）必要性は低いと考えられたが、必要性の見直しが必要とされる。」と変更する。	「3Rの原則」が少しでも取り入れられるよう、また、本当の実態を把握できるよう東京都としても努力していただきたい。		1
	4段落目を「・・・については、国による任意のアンケート調査が行われていることから、今後は・・・（中略）・・・実態把握の必要性だけでなく、不適切な取扱いによる事故等問題が起きた場合も、随時調査の実態把握の必要性が高いと考えられた。」と修正すべき。	実情を踏まえ、実態把握の必要性が高いと述べるべきと考えます。		1
	実態を把握していないことが元々おかしい。定期的な調査、指導をすべき。	実態把握がされていないのは危険。		2
	医療分野以外での動物実験は、全面禁止にすべき。医療分野においても代替法を使うよう義務付け、代替法が使えるのに動物実験をした場合は罰することが出来る規制を設けるべき。	生命に関わりのない残酷な実験をする必要は全くない。		1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
	動物実験を行っている会社のわかりやすいロゴマークをつくり、動物実験を行っている会社の全ての商品パッケージに付けるよう、義務付けるべき。	動物実験を行っている商品を買いたくない、動物実験を行っている会社から買いたくないという消費者に、選択の自由を与えるため。	第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載していますので、御意見としてお聞きします。	1
	動物実験や動物を使った外科の技術練習などは、全て届出と報告を書類提出させるべき。3Rに沿わない不審な点があれば、東京都がただちに調査すべき。	3Rの原則を徹底し、浸透させるため。		1
	犬を実験しやすいように訓練することは禁止すべき。実験のために子犬や妊娠犬を用意・使用することは禁止すべき。実験動物の過剰繁殖をしている業者から求めた実験動物の使用は出来ないように規制すべき。	実験しやすく訓練することは非常に悪質で残酷。生命への冒瀆。実験動物に関して悪質な業者に協力すべきでない。		1
3 地域特性を踏まえた取組の推進 (1) 動物愛護推進員の活動の活性化	動物愛護推進員が時間と場所を決めて相談の場を設ける等をしてはどうか。	動物愛護推進員が具体的に何をしているか等々の都民への周知が不足している。動物の飼い主が相談をしたい場合、本来は獣医師等へ相談するべきではあるが、費用の点等でなかなか素直に聞けないことも多いかと思う。	1	
3 (2) 集合住宅における動物の適正飼養の推進	国の集合住宅や都営住宅で、動物の飼養を認めていない。	公設の住宅で犬猫の飼養を認めていない。	1	
3 (3) 高齢者の動物飼養への支援	動物を飼養する一人暮らしの高齢者が、突然の入院などで動物の飼養継続が困難になった場合の対応や、多頭飼育等による問題を未然に防止するための方策について、動物愛護推進員や動物愛護団体等との連携だけでなく、高齢者介護施設、介護サービス提供企業、介護資格保持者への教育、説明を行ってはいかがか。また、高齢者が新たに動物を飼養しようとする場合、販売者等は動物の寿命とともに具体的にどれくらい日常生活を割かなければならないかを説明するだけでなく、飼育者に何かがあった場合に代わりにその動物を飼育、保護する近親者がいるかどうかの確認をすることを義務付けるべき。	高齢者に近い立場の人々への教育、説明を行うことによってある程度の対応向上が望める。	1	
	引取り相談は受ける必要があるが、実際引き取った動物を殺処分すべきではない。	人間側の都合であり、動物愛護の観点から外れている。	1	
	病院へのペットの持ち込みが出来るよう検討すべき。	患者がペットと一緒に病院で過ごすことは、患者の治療力を高めペットの飼育放棄も減らせる。	1	
3 (4) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充	1段落目「対策を推進するため」を「東京都として対策を推進するため、これを支援する」と修正する。	区市町村に任せず、東京都の姿勢を強く打ち出すべき。	原案のとおりとします。御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。	1
	区市町村が地域住民を先導し、活動実行の場を段取りすべき。練馬区の例を都内全域に標準化すべき。	行政が介入しないとなかなか動かないのが現状。	第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載していますので、御意見としてお聞きします。	2
	活動中のボラに腕章等を貸与して、わかりやすくすべき。	地域猫活動家に特化したものがほしい。		1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
3 (5) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	3段落目を「学校教育における動物愛護等の普及において、・・・(中略)・・・、動物由来感染症に関する講習会が実施されてはいるが、日々の飼養管理、感染症予防、動物の疾病及び死亡等への対応などが周知されているとはいえない状況も散見される。」と修正すべき。	学校教育における動物愛護等の普及であるとして、学校で飼養している動物を活用している事例もあるが、多くは複数の獣医師等が学校を訪問して児童に動物を抱かせるといった行為に主眼が置かれており、教職員等を対象とした動物の適正飼養に関する研修等においても「触れ合い」のレクチャーが優先され、飼養講習は生かすために最低限必要な事しか伝えられていないという指摘もあることから、事業のあり方そのものに疑問がもたれる。 学校で動物を飼養している限り、特殊な場合を除いては、暑さ、寒さの改善は現実的に困難であり、日々の飼養管理が適切ではない学校が散見される現状もさることながら、病気を患った動物の通院加療及び介護等を担っているのは主に保護者や地域支援者であることから、「適正飼養」「終生飼養」とも矛盾しており、これらの実態を無視して、学校飼育動物の活用を動物愛護等の普及に関連付けるのは問題がある。	原案のとおりとします。 第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載しています。	2
	3段落目を「・・・その場合、動物介在教育として適正な動物種による、その動物固有の習性に配慮した適切な飼養環境で管理し、平時より事前に関係者内部による緊急時対応マニュアルを共有するなど、学校動物の取扱いが適正に行われる必要がある。現在、・・・(略)」と修正すべき。	今後も教育現場で教材として命あるものを使用するのであれば、現場で起きている問題改善の為に最低限必要だと考えます。		1
	3段落目を「・・・動物の疾病及び死亡等への対応などの周知を必ず図らなくてはならない。周知および実践がなされていない場合は、学校飼養動物に関する事業を廃止すべき。」と修正すべき。	学校飼育動物が適正飼養されていない学校が見受けられる。		1
	3段落目の「・・・対応などが周知されている。」を「・・・対応などの周知を行っている。」に変更する。	「周知」に至っていないため。現在は「周知」している途中の段階であることが解るように。		1
	公立の小中学校のカリキュラムに於いて「動物愛護教育を必須」とするべき。教科書にも載せるべき。「動物愛護の時間」という科目をつくるべき。	動物福祉向上には、法整備と共に教育が必要であるため。殺処分について、一般の人があまりにも知らなすぎる。大人には教育の機会の確保が困難。子どもが学校で学び、そのことが親に伝わるのが近道。	第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載していますので、御意見としてお聞きします。	2
	都内の小中学校での動物の飼育は廃止すべき。しかし、学校教育における動物愛護の普及は重要なので、動物保護のボランティア等に変更すべき。	不衛生な場所、行き届かない世話、子供の声などは動物虐待に当たると思います。そのような状況下の飼育は動物愛護の啓発にも情操教育にもならない。		1
	学校飼育動物の飼育状況について調査方法を再検討すべき。都民から情報収集可能なシステムを構築すべき。	学校飼育動物の実情に疑問をもっている。		1
	殺処分や無責任な飼い主の実態等、子供には厳しい内容でも伝えるべき。	厳しい実態を知らなければ意識は変わらない。		1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数	
4 致死処分数減少への取組 (1) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり	「都内の動物病院や区市町村の公共機関に向けて、動物愛護相談センターや譲渡事業を行う団体で動物を引き取れることを啓蒙するポスターを配布して、掲示を促す。都の機関にも同様にポスターを配布・掲示する。デジタルサイネージ等の設備があれば、積極的に啓蒙のための動画等を流す。」を追記すべき。	多くの動物が引取先を探していること、その情報の入手先、引き取る方法を、まず動物を飼っている人が目にする必要があると考える。	原案のとおりとします。 第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載しています。	1	
	東京の動物愛護センターを、誰もが訪れたいくなるような、開かれた場所にする。 老朽化した、不潔で暗い状態、そして土日祝日は休んでいる現状を改善すべく、まずは建物自体を建替えるなどして、明るい雰囲気のある場所に、土日祝日（平日休み）で運営すべき。	暗く汚い場所は、新しい家族と出会う場所として不適切だから。 多くの人が平日は訪問する時間を取ることが難しいから。		1	
	「都報・市区町村報」を使い、飼養希望者を愛護センターや保護団体に誘導すべき。	市区町村報を見ている住民は非常に多いため、紙面を割いて「動物飼養についての啓蒙記事」「譲渡情報記事」を定期的・継続的に掲載すれば効果が見込まれる。		第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載していますので、御意見としてお聞きします。	1
	譲渡制度について、広く周知するため掲示場所や開催場所・時間を考慮すべき。 譲渡条件について柔軟な対応をすべき。	日常生活において譲渡制度を知る機会がなく、口コミが多いため。 すでに1頭飼養していると2頭目は譲渡されない。それは役人的な考えであって、適正飼養していれば柔軟に対応すべき。		1	
	譲渡の新しいイメージづくりが必要。	人によっては譲渡に良い印象を持っていない場合もある。リーフレットのデザインに力を入れ、ホームページのみならず、SNSのツールを活用し、宣伝力が必要。		1	
4 (2) 数値目標の達成状況	2段落目に「ただし、現状、動物愛護団体等の猫シェルターに感染症を蔓延させる引き金になっているので、子猫はセンターが最低限、感染症有無を診断すべき。」と追記すべき。	子猫の引き出しをきっかけとして猫シェルターに感染症が蔓延する団体があるから。	原案のとおりとします。 第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載しています。	1	
	3段落目に「これについては、センターに収容された直後から専門トレーナーによる矯正を施すことにより、動物愛護団体等への譲渡可能犬が増える可能性がある。現状、センターにトレーナーの介入を許可していないため、譲渡困難な状態の犬を動物愛護団体等に押し付ける結果になっている。」を追加すべき。	(未記入)		1	
	減少すればいい問題ではなくゼロにすることが目標。現状は都内の愛護団体が数多く存在するため減少している。	(未記入)		第3は、動物愛護管理推進計画における各施策のこれまでの取組状況を記載していますので、御意見としてお聞きします。	1
5 都民と動物の安全の確保 (3) 災害発生時の動物救援機能等の強化	災害時の避難所や仮設住宅にペットを同行できるような対策を立てるべき。	避難場所や仮設住宅をペット不可とペット可に分けることで解決できる。		1	
	自治体末端までの災害時対策周知徹底と動物同行の避難訓練の実施をさせるべき。	マニュアルを元の日頃から訓練をし、それにより周知徹底されていくことが必要。		1	

(小計) 72

第4 法改正に伴う新たな検討課題

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
1 多頭飼育の 適正化 (1) 多頭飼育へ の対応	5段落目の最後「周知することも重要である」を「周知徹底することも重要である。」に修正すべき。	多頭飼育崩壊現場は既に手遅れの状況で愛護団体等に連絡が入ることが現状。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。	1
	都道府県知事は、多頭飼育の適正化のために勧告・命令を出すことができる。	行政の立入りで頭数を減らす等の事ができますか。	御意見としてお聞きします。	1
	多頭飼育の現状を把握していない。市民が公の活動をすれば多頭飼育になる。	動物ボランティアの大部分は多頭飼育である。		1
	多頭飼育者に避妊去勢を義務化すべき。	多頭飼育だけでなく殺処分をなくすためにも飼い主の繁殖制限は必要。その手間と費用をかけないものに多頭飼育の権利はない。		1
1 (2) 多頭飼育者 の届出制の 検討	頭数のみを問題とする規制に反対。	具体的な頭数で届出制等の規制をかけることは明確な根拠がない。10頭以上は問題で、9頭なら問題ないのかといったことになってしまう。また、1頭でも不適正飼養や周辺環境への問題に繋がっているケースも多々ある。 むやみに規制をかけることは、動物保護のボランティア活動を行っている人たちの活動に支障の出るおそれもあるので、頭数のみを問題とする規制には強く反対する。	御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。	1
	届出制を条例で規定する検討がなされるべきであるという旨に修正すべき。	多頭飼育に対して届出制度を設けることは過剰な規制ではなく、ボランティアや行政の負担を軽減し、人の生活環境や動物の健康・安全を確保する必要な規制である。 1世帯10～20頭程度以上の飼い主には届出をさせるべき。優良な飼い主が届け出ることには問題はない。	原案のとおりとします。 ・届出制は、多頭飼育に起因した生活環境上の支障となる事態を未然に防止するために、多頭飼育者を事前に把握し、苦情発生時に速やかに対応すること等を趣旨としています。 ・動物の種類ごとに飼養管理の内容が異なるため、種類ごとに頭数を設定する必要がありますが、その合理的な設定は困難です。	6
	猫の多頭飼育者には問題があり過ぎるので、届出制を条例で規定する必要がある。	多頭飼育は虐待の一種である。	・多頭飼育の問題は頭数ではなく、飼い主が適正に飼養していないことに起因しています。 ・多頭飼育の届出制を導入することにより、適正な飼養をしている飼い主への過剰な規制となりかねません。 ・多頭飼育すること自体が問題であるという社会的な誤解を生じるおそれもあります。 ・今後、対応困難な事例については、地域の関係機関との連携・協力体制について検討していくべきと考えます。	1
	「10頭以上の多頭飼育者の届出制を条例で規定する必要がある。」とすべき。	多頭飼育の抑止効果を狙い、条例で規定すべき。 ・社会通念に照らし、犬猫10頭以上が妥当。第二種動物取扱業者が10頭以上から届出を行うので整合性もある。10頭以上の飼育者は、わずかであるにもかかわらず、問題となる事例が多い。10頭以上の飼育と問題事例に高い相関性が認められる。 ・規制しないことで、「無制限に飼育してもいい」という社会的な誤解を生じている。 ・行政担当者は少なく、指導できるのは、ごく一部でしかない。訪問指導は1回のみで、会えなければ文書指導で終わりである。無責任な多頭飼育者の尻拭いを、善意の市民に押し付けるのは限界にきている。 ・多頭飼育崩壊があれば、愛護団体がレスキューせざるをえず、愛護団体が劣悪な多頭飼育に陥ったり、二次崩壊する事態も発生している。注目を集めやすいので、支援金集めも頻繁に行われ、中には支援金詐欺が疑われる事例もある。 ・トラブルを未然に防止するために、多頭飼育者の届出制を条例で規定すべき。	なお、本審議会では、上記の趣旨を踏まえ、平成24年12月の第二回東京都動物愛護管理審議会において、多頭飼育の届出制を条例で規定する必要はないとし、「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について（中間報告）」でも示しているところです。	2

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
2 動物取扱業の規制強化に関する取組	最後に「第二種動物取扱業として経営・運営が持続可能であるかどうかをチェックするために収支会計公開を義務付ける必要がある。」を追加すべき。	必要な医療費を施すための経営計画がない団体があるから。	原案とおりとします。 なお、動物取扱業者において法令等が遵守されるよう、徹底すべきと考えます。	1
	違反業者への罰則条項も盛り込むべき。	第二種動物取扱業が悪質な業者の隠れ蓑になってはならないと考える。		1
	規制を厳しくするだけでなく違反した場合の罰則の実効性をあげてほしい。	違反してもそのまま注意を続け営業しては意味がない。警察と連携し、対応していった方がいい場合もある。		1
	動物の取扱いに関する記載はあるが、購入し、飼い主となる人の飼養状況の確認も義務付けるべき。	動物を適正に飼う能力に欠けた人にも、動物が販売されているのが現実。飼うためには一定の条件を設け、また講習参加を義務付けるなどして、購入しようとする人の意識を大きく変えない限り、不幸な犬猫は減らない。		1
3 災害発生時の動物救護体制の充実強化	最後に「各区市町村別の同行避難計画についての指導徹底と、住民への周知徹底、具体策の策定や避難訓練の実施指導等、東京都が率先して管理指導し、実行する必要がある」と追記すべき。	東京都全域で実効性のある具体策が急務として求められる。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。 災害時に地域で避難所を開設するのは区市町村であり、具体的な内容については、地域性等に応じて区市町村で判断されるべきものと考えます。	1
	検討の対象にペット以外の、実験動物飼養施設や畜産動物飼養施設を加えるべき。	東日本大震災では多くの産業動物や学校飼養動物が取り残され、悲惨な最期を遂げたり、野生化する等の問題が起きました。さらに危機管理を考えるならば、有害な病原体に汚染された動物や遺伝子組換え動物の逸走が起これる実験動物飼養施設についても注意を払うべきであり、こうした全ての動物における検討が為されない限り、十分かつ的確な災害対応にはなり得ません。		2
4 犬及び猫の引取り	2段落目に「都条例第21条」とあるが、「都条例」では意味不明である。	都民から意見を求めるなら誰が読んでも分かるようにしなければならない。	原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。	1
	最後の段落に「また、警察機関と連携して、引取りが拒否された後の犬猫に対するフォロー体制も検討する必要がある。」と追記すべき。	引取りが拒否された後のフォロー体制を築かなければ、動物の収容数は下向いていかない。		2
	最後の段落の「引取数のより一層の減少を目指していくことが望まれる。」を「致死処分数ゼロを目標に見据え、引取り基準を見直し、全国でもモデルケースとなることを目指していくことが必須である。」とすべき。	東京都は今後、全国でもモデルケースとなるよう、一層の体制強化が急務である。		1
	最後の段落に「と共に、業者からの引取りの実態を明確に調査、把握した上で業者への指導を行い、業者からの引取数をなくす努力が望まれる。」と追記すべき。	現行では、虚偽の申告により飼い主として持込みをし、引取りが行われている可能性がある。		1
	飼養継続困難の理由が認められない場合の所有者からの犬猫の引取りは拒否せず、適切飼養のできる里親等に引き渡すシステムを構築すべき。	飼養放棄を希望する所有者からの引取りを拒否することが適切な継続飼養に転じるとは考えがたい。		3

(小計) 29

第5 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
1 人と動物との共生社会の実現に向けて	3段落目を「共生社会として目指すべき姿とは、全ての動物の生活の質（QOL）が保障され、動物愛護管理の推進が・・・（略）」と修正すべき。	全ての人が全ての動物と共生する社会を目指すならば、主観の上にはか成り立たない動物愛護ではなく、客観的・科学的なデータの下で人の占有下にある動物の幸福を考えた動物福祉の概念に基礎づけられるべきであり、価値観の転換を行うためにも追記がなされるべき。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。	2
	6段落目を「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方は、・・・（中略）・・・様々な施策の方向性を継承しつつ、今後は客観的な動物福祉に依拠し、発展させていくことが・・・（略）」と修正すべき。	全ての人が全ての動物と共生する社会を目指すならば、主観の上にはか成り立たない動物愛護ではなく、客観的・科学的なデータの下で人の占有下にある動物の幸福を考えた動物福祉の概念に基礎づけられるべきであり、価値観の転換を行うためにも追記がなされるべき。		2
	最後の段落に「また、そのための関係省庁、警察や消防などとの連携、動物愛護管理法の更なる周知徹底と実効性を図っていかねばならない。」と追記すべき。	法改正があったにも関わらず、違法行為が後をたたず、より具体的な実効性が求められる。		1
2 動物愛護管理を効果的に推進するため (1) 行政の役割 区市町村の役割	1段落目の最後「地域住民に対する直接的な指導等の役割を担っていくべきである。」とすべき。	区市町村によっては、動物愛護行政の担当者すらおいていない地域も未だある。		1
	2段落目の最後に「また、そうした取組も、全く成されていない地域も未だあり、今後の東京都全域における区市町村の動物愛護行政の徹底した実行促進が望まれる。」を追記すべき。	区市町村によっては、動物愛護行政の担当者すらおいていない地域もある。		1
	4段落目の最後を、「公助を担う区市町村の体制整備等が急務である。」とすべき。	区市町村によって地域別温度差がある。		1
	区で定期配布している「〇〇区だより」をもっと活用してほしい。地域猫活動にも役立つと思う。譲渡会の情報を掲載してほしい。区に、あらかじめ申請登録した動物愛護ボランティア団体等を対象にすれば良いと思う。	命はお金で買うモノではなく、愛情で飼うものであることを、子供達に教えてほしい。 里親になることが当たり前前の社会になってほしい。	御意見としてお聞きします。 広報の方法については、各区市町村と連携した取組が必要であると考えます。	1
	助成制度についてもっと広く周知させる必要がある。	普通に暮らしていたら絶対にわからない。		1
	動物愛護行政に関して、一部を除いて区市町村の関与は不十分である。区市町村がボランティアに甘えることなく先頭に立ち、ボランティアに協力を求める形になるべき。	東京都では動物愛護行政はほとんどが野良猫に関する問題である。市民がボランティアで不妊去勢手術等を実施しているが、本来、区市町村の仕事である。	御意見としてお聞きします。 なお、飼い主のいない猫対策は、地域の問題であることから、地域住民が主体となり、区市町村がボランティア団体等と連携して取り組むことが必要であると考えます。	2
	2 (1) イ 東京都の役割	6段落目の最後を「事業者には制度改正を周知するとともに、専門的観点からの監視指導を強く徹底することが求められている。」とすべき。	悪質な業者が後をたたないため。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。
8段落目「一層の致死処分数の減少を目指していく」を「致死処分数ゼロを目指し」とすべき。 「専門的人材を育成していくことが望まれる。」を、「専門的人材を育成すべく、講座の実施など具体的対策と実施が急務である。」とすべき。	東京都は、全国でも注目される日本の代表都市であり、国際的にも立ち遅れる日本の動物愛護行政を、改善させなければならない。		1	
9段落目「・・・動物救護活動が円滑に行われるためには、区市町村への支援、調整機能を具体化し、・・・（略）」とすべき。	具体的対策がほとんど講じられていないため。		1	

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
	動物取扱業は許可制とすべき。	本来なら資格制にすべき。答申素案で繰り返し書かれている資質向上、規制強化だが、その努力をし続けてまで販売が必要なのか。	第一種動物取扱業の登録制については、法律により定められていますので、御意見としてお聞きします。	1
	収容施設の建て直し等含めそのイメージ新を図るべき。 炭酸ガス処分を禁止にすべき。	収容施設全般閉ざされたイメージで暗く近寄りがたい。やむを得ない場合の処分は人としての最低限の責任で安楽殺するべき。	御意見としてお聞きします。 なお、東京都では、国の指針に示されている方法により致死処分が実施されています。	1
	野良猫をどう扱うかが語られてない。「平和な顔をした野良猫たちの生きていく環境をどう作るか」が語られてない。	野良猫を大規模に捕獲して不妊去勢手術をしてはならないのではないかと。街中に野良猫がいる、その猫たちが平和な顔をして生きている、それが良いのではないかと。野良猫たちが生きていく環境をどう作るかが東京都の役割である。	御意見としてお聞きします。	1
2 (2) 事業者の役割	3段落目を「・・・、飼い主が適正飼養を徹底するため、幼齢期に十分な社会化が行われなければ、成長後に問題行動を引き起こす可能性が高まること等から新たに設けられた規定である出生後56日を経過しない犬猫の販売のための引渡し等の禁止など、遵守事項についても購入者である飼い主に正しい理解を促し、販売時の事前説明を・・・(略)」と修正すべき。	飼い主の終生飼養の責務を果たす為にも、新たに定められた規定を含めて販売時の事前説明で、事業者側が正しい知識と情報を飼い主に伝えるべき。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、「第5-3(2)事業者等による動物の適正な取扱いの推進」に盛り込まれています。	1
	3段落目を「・・・終生飼養を率先して実施していく姿勢を社会に示していくことが必須である。飼い主への・・・(中略)・・・飼い主が適正飼養を徹底するため販売時の事前説明を適切に行うことは当然の責務である。」とすべき。	金銭授受、利益目的のみの悪質な業者が後をたたない。 事業者は飼い主への指導や説明を怠ってはならない。		1
	責務浸透のため地域の殺処分数・持込数等の告知をした方がいい。	事業者に、営業と殺処分や持込みが繋がっていることを理解してもらいたい。	御意見としてお聞きします。	1
2 (3) ボランティア・関係団体の役割	最後の段落に「各区市町村においても、動物愛護推進員の活動をバックアップし、ボランティアとの連携を、具体的に実施徹底していく必要がある。」と追記すべき。	区市町村によっては、動物愛護推進員の存在すら知られていない。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、「第5-3(1)動物の適正飼養の啓発と徹底」、「第5-3(3)動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」に盛り込まれています。	1
	都の支援体制を整えるべき。	殺処分減少にはボランティアの力も大きく都として支援すべき。		1
	動物愛護推進員とは別に理解のある人を集め、ボランティアを育てていくべき。	ボランティア教育を通じて、正しい動物愛護精神を育む人をより多く育て、その人たちに幅広く活動していただくことが、「動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」と考える。		1
3 取り組むべき課題と施策の方向性 (1) 動物の適正飼養の啓発と徹底	「ペット飼育可能な集合住宅を増やす」を追記すべき。	引越などの理由により保健所に持ち込まれるのは、ペット可物件が少なすぎるから。ペットが飼育できる物件には補助金を出すなど、支援をしてでも増やすべき。	原案のとおりとします。 集合住宅の設置者・管理者等により判断されるべきものと考えます。 東京都では、集合住宅における適正飼養推進のため、「集合住宅における動物飼養モデル規定」が作成されています。	1
	「改正動物愛護法で8週齢(56日齢)規制が導入された趣旨を広く都民に周知し、幼齢な犬猫の販売に伴う問題について啓蒙する」などの文言を追加すべき。	改正法の附則第7条には、激変緩和措置として附則をつける狙いとして「社会一般への定着度合」とあるため、都民への8週齢規制の周知等は東京都が果たすべき役割であると考えます。また、消費者である都民に8週齢規制の重要性が定着することで、幼齢な犬猫の販売という社会問題を改善する効果もあるため。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。	2
	動物の適正飼養の啓発と徹底のためには、飼い主の免許制を取り入れた定期的な講習が必要。	(未記入)	御意見としてお聞きします。	1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
	犬について「犬のフンの放置、放し飼い禁止については一時的な措置である」ことを明記すべき。また、放し飼いのできる公園づくりに努力する旨を盛り込むべき。	犬のフンの放置、放し飼い禁止について排斥運動が巧妙化しているため。	原案のとおりとします。 都条例により、犬の放し飼いは原則禁止されています。また、区市町村によっては飼い犬のふん放置禁止について条例で規定しています。	1
	飼い主のいない猫対策について、具体的にどんな支援をするのか、どんな働きかけをするのか明記すべき。	愛護センターの猫の収容数が激減したが、ここ3年ほど横ばいであるのは、飼い主のいない猫対策の実行動を担っているボランティアに対し、都からの具体的な支援がほとんどなされていないため。	原案のとおりとします。 東京都による区市町村支援の具体的な方法については、本審議会の答申等を踏まえ、東京都において検討すべきものと考えます。	11
	飼い主のいない猫対策について、最後に「・・・働きかけを一層推進し、市区町村における基礎自治体支援制度標準化の促進を図りながら、各地域の地域特性に合わせた取組の更なる拡大を図っていく必要がある。」と修正すべき。	特別区と多摩地区の動物行政における支援体制の違いが、現在地域の取組と効果にあまりに広い乖離を生じさせている。後一步踏み込んだ東京都の飼い主のいない猫との共生支援制度などの活用が必要だと考える。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。	1
	多頭飼育への対応について、「こうした問題事例への対応を行う体制の構築にあわせて、多頭飼育届出制が設けられることで、多頭飼育に起因する・・・（略）」と修正すべき。	多頭飼育に対して届出制度を設けることは過剰な規制ではなく、ボランティアや行政の負担を軽減し、人の生活環境や動物の健康・安全を確保する必要な規制であり、もって人と動物が共生する社会へ近づけることができると考えられます。	原案のとおりとします。 ・届出制は、多頭飼育に起因した生活環境上の支障となる事態を未然に防止するために、多頭飼育者を事前に把握し、苦情発生時に速やかに対応すること等を趣旨としています。 ・動物の種類ごとに飼養管理の内容が異なるため、種類ごとに頭数を設定する必要がありますが、その合理的な設定は困難です。 ・多頭飼育の問題は頭数ではなく、飼い主が適正に飼養していないことに起因しています。 ・多頭飼育の届出制を導入することにより、適正な飼養をしている飼い主への過剰な規制となりかねません。 ・多頭飼育すること自体が問題であるという社会的な誤解を生じるおそれもあります。 ・今後、対応困難な事例については、地域の関係機関との連携・協力体制について検討していくべきと考えます。 なお、本審議会では、上記の趣旨を踏まえ、平成24年12月の第二回東京都動物愛護管理審議会において、多頭飼育の届出制を条例で規定する必要はないとし、「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について（中間報告）」でも示しているところです。	2
	動物の遺棄・虐待防止について、「行政、警察等関係機関等が積極的に関与し、事態の未然防止、虐待行為の摘発、事態の改善が急務である。」とすべき。	悪質な犯罪事件が後をたたないため。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。	1
	警察の理解を深めるべき。	警察の教育や行政・警察の交流などが必要。		1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
	遺棄・虐待事例への対応について、「しかし、虐待疑い事例への対応については、飼い主の置かれた状況、飼養実態等様々なケースが想定されることから、一律の判断基準によるものではなく、事例ごとの慎重な対応が求められる。遺棄については、その定義が曖昧なため、明白な遺棄でも遺棄として捜査がなされていないケースが起きている。遺棄については、都としての明確な定義を打ち出すとともに、行政と警察等関係機関との連携を強化するとともに、遺棄・虐待に関する専門研修の受講などにより関係職員を育成し、事例への対応を積み重ねていくことが必要である。」と修正すべき。	「飼い主の置かれた状況、飼養実態等様々なケースが想定されることから、一律の判断基準によるものではなく、事例ごとの慎重な対応が求められる」というのは、虐待疑いには適当だと思えるが、遺棄について不相当であるので、遺棄と虐待は別で提示すべき。都は、遺棄を定義付けし、遺棄という犯罪を犯したものが、適切に処罰されるようにすべき。	原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。	10
	遺棄・虐待事例への対応について、「しかし、遺棄・虐待疑い事例への対応については、・・・（中略）・・・慎重な対応が求められる。」を「虐待の疑惑がある場合は速やかに調査を行う。」と修正すべき。	例としては、動物の異常な鳴き声、繋がれたまま餌、飲み水が与えられていない、過酷な環境、暑さ寒さをしのぐ場所が与えられていないなどの通報が入ったときなど。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。	1
	遺棄・虐待事例への対応について、「しかし、遺棄・虐待疑い事例への対応については、・・・（中略）・・・事例への対応を確実に積み重ねていくことが必要である。」とすべき。	犯罪摘発の実効性を高めていくことは急務であるため。		1
	「さらに、動物愛護精神を涵養するためには、・・・（中略）・・・重要である。動物の適正飼養、危害防止及び感染症予防について、子供に伝えるためには、教職員を通じた普及啓発が効果的ではあるが、高い専門知識が必要とされるので、普及プログラムを策定して専門家が啓発すべき。」と修正すべき。	(未記入)		1
	「さらに、動物愛護精神を涵養するためには、・・・（中略）・・・支援を充実させていくことが求められる。また、教材図書の実践、教材映像、映画の導入、写真の展示など、具体策の推進が必要である。」と追記すべき。	具体的なカリキュラムの導入を推進すべき。	原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。	1
	「また、東京都においては、・・・（中略）・・・先駆的な取組を支援していくことも必要である。また、そういった取組を実施していない学校にも、普及させていく必要がある。」と追記すべき。	学校においても、正しい情操教育を東京都全域で実施すべき。		1
	最後の段落を「なお、動物教室等の実施にあたっては、取り扱う動物種及び個体ごとの適性、ストレスを考慮し、・・・（略）」と修正すべき。	獣医師や動物愛護推進員にあっても、動物福祉を前提とした動物介在活動の実践者は多くはないと言われていたこと等に鑑み、生きた動物を利用するのではなく、現在発生している喫緊の課題、特に行政収容される動物をなくしていくために優先されるべき項目に主眼を置き、良質な啓発教材の収集とそれらを活用した効果的な普及啓発の実施方法について検討すべき。動物愛護管理行政等が動物を用いた動物愛護教育を行うのは時期尚早と言わざるを得ない。		2

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
3 (1) ア 適正飼養・ 終生飼養に 係る普及啓 発の強化	「犬害及び猫害に対する苦情申立ての仕組みと被害者救済の法整備」を追加すべき。	多くの住民が犬猫の被害に苦しめられ、我慢を強いられストレスを溜めています。 「動物愛護管理行政」と言いながら「愛護」ばかりに偏り「管理」は置き去りですか。行政も犬猫は「害獣」でもあるという認識を持ってください。	原案のとおりとします。 法整備は国の事務となっており、飼い主に対する直接的な指導や、飼い主のいない猫対策については、区市町村において取り組まれています。なお、区市町村によっては飼い犬のふん放置禁止について条例で規定しています。	1
	「事業者等による不適切な販売促進の監視の強化」を追記すべき。	都民の適正飼養・終生飼養は生体販売店やその販売に大きく係っているため。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、「第5 2 (1)イ 東京都の役割」、「第5 3 (2)ア 動物取扱業の監視指導」に盛り込まれています。	1
3 (1) イ 犬の適正飼 養の徹底	「・・・及びノーリードの禁止と罰金や、ふん放置の禁止等・・・」と修正すべき。	ノーリードが原因の咬傷事故があり危険度が高いため罰金を設ける必要がある。	原案のとおりとします。 犬の放し飼いについては、都条例で原則禁止されており、罰則も規定されています。また、区市町村によっては飼い犬のふん放置禁止について条例で規定しています。	1
	「犬は必ずリードをすること。ふん尿は必ず持ち帰ること。これを怠ったものは罰金刑に処す」と追記すべき。	一部の無責任な飼い主によって、犬を飼っている人全体のマナーが悪いと言われてしまうため。		1
	①「事業者等による不適切な販売促進の監視の強化」 ②「「出生後5 6日までの引渡し等の禁止」の必要性の周知」 ③「「出生後5 6日までの引渡し等の禁止」の実効性の更なる推奨」 ④「都民が特に「出生後5 6日までの引渡し等の禁止」の必要性を入手しやすい方法の検討（生体販売店等）」を追記すべき。	犬の適正飼養は生体販売店やその販売に大きく係っているため。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、「第5 3 (1)動物の適正飼養の啓発と徹底」の本文のほか、「第5 2 (1)イ 東京都の役割」、「第5 3 (2)事業者等による動物の適正な取扱いの推進」に盛り込まれています。	1
	「「パピーミル」等、現実問題の情報提供」を追記すべき。	本質、実態を知ること、正しい理解のもと購入判断ができる都民（消費者）を生み出すため。	原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。	1
3 (1) ウ 地域の飼い 主のいない 猫対策の拡 充	①「不妊去勢手術の助成金枠の拡大や申請手続きの簡略化」 ②「協力獣医師を増やす」 ③「都立公園など、都の管理する場所での餌やりの許可、不妊去勢手術費用の負担」を追記すべき。	愛護センターの猫の収容数が激減したが、ここ3年ほど横ばいであるのは、不妊去勢手術がボランティアの力だけでは思うように進まないため。 都立公園で餌場の管理、不妊手術の実施などの飼い主のいない猫対策に、都が具体的に関わることが良い前例となり、区立や市立の公園でも飼い主のいない猫対策への理解と協力が得られることが期待できる。		12
	「不妊去勢手術の助成金枠の拡大や申請手続きの簡略化」を追記すべき。	飼い主のいない猫の問題は、猫を増やさないようにするだけでかなり解決される。		1
	「動物愛護団体等の負担の軽減の努力」を追記すべき。	動物愛護団体が多くの場合無理をして、金銭、体力、時間等を負担しているにも係らず、行政側が「やってもらってあたりまえ」と考える風潮があるため。		1
	「前回の「飼い主のいない猫との共生ガイドブック」の作成後の成功例、失敗例をまとめた改定版を作成し、区市町村支援の更なる拡充を図っていく」を追記すべき。	地域猫対策についての記述があまりにも淡白すぎる。国の基本指針では、地域猫対策の推進が高らかに謳われている。答申素案では、地域猫対策についての具体的な記述もなく、アンバランスである。 「飼い主のいない猫との共生ガイドブック」の作成から、7年以上経過している。その間の成功例や失敗例を含めた事例紹介をした改訂版を作成して、区市町村への支援の拡充を飛躍的に進めていくべき。	原案のとおりとします。 東京都による区市町村支援の具体的な方法については、本審議会の答申等を踏まえ、東京都において検討すべきものと考えます。	1
	「全く取組に着手されていない区市町村に対する指導、活動推進の徹底」を追記すべき。	支援も、助成制度も、全く実施されていない地域も未だあるため。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、「第5 3 (1)動物の適正飼養の啓発と徹底」の本文に盛り込まれています。	1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
	飼い猫、野良猫、地域猫の明確な認定及び責任の所在。 地域猫活動を届出制又は認定制の導入。 行政による迷惑猫の捕獲・駆除の強化。 地域猫活動と称する餌やり、不法飼育への行政の積極的介入。	地域猫は、みなし飼い猫の状態がほとんどである。特定の人物が延べ60日間に渡って特定の個体に餌を与えた場合は飼い猫と認定し、管理を飼い主の義務として、怠った場合は処罰すべき。また、損害は飼い主が賠償すべき。 猫全般を愛玩動物と定義するのではなく、愛玩動物は飼い猫にとどめ、他の猫は有害獣として積極的に駆除すべき。地域猫活動に助成しているような場合は、直ちに捕獲・駆除に予算をまわすべき。 都内における野良猫及び野生動物への餌やりを禁止として、違反者を罰するべき。	原案のとおりとします。 猫の飼い主に対する適正飼養の普及啓発を徹底する旨を原案に盛り込んでいます。 飼い主のいない猫対策は、地域の問題であることから、地域住民が主体となり、区市町村がボランティア団体等と連携して取り組むことが必要であると考えます。	1
	野良猫も自由に暮らせるように認めてほしい。	野良猫も地球上に生きてる命です。人間だけの地球ではありません。	御意見としてお聞きします。	1
3 (1) エ 多頭飼育に起因する問題への対応	「一定以上の猫を飼育している人の自主届出制度を検討」と追記すべき。 「ネットワーク構築」では表現が抽象的でわからない。具体的な施策を記載すべき。	多頭飼育については、自主的や近隣住民から情報を得て、保健所職員などが訪問し、情報収集する。 具体的な対策がないので空回りしている。		1 1
			原案のとおりとします。 具体的な施策については、本審議会の答申等を踏まえ、東京都において検討すべきものと考えます。	1
3 (1) オ 動物の遺棄・虐待防止に関する対策	「警察関係機関との過去の司法判断や具体的な事例の情報共有による一層の実効性のある確実な連携強化」と修正すべき。 「東京都として、遺棄の定義を決め、公布する」と追記すべき。 「「遺棄」の解釈を実情に見合ったものとするような働きかけ」を追記すべき。 「アニマルポリスの設置」を追記すべき。 動物の遺棄・虐待について「通報窓口」を明確にし、都報・市区町村報等で広くアナウンスする必要がある。 動物の遺棄・虐待について、もっと重罪にし、厳しく処罰すべき。	未だに警察において、動物愛護管理法の存在すら知られていないため。 遺棄という犯罪を犯したものが、適切に処罰されるようにすべき。 一般的感覚で「遺棄」とされる事例・事件が起こっても、遺棄と解釈されず、多くの猫飼養者が泣き寝入りするケースが多発しているため。 虐待の未然防止、解決にはアニマルポリスが必要。 通報窓口が明確でないため。 事件が後をたたないため。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、「第5-3(1)動物の適正飼養の啓発と徹底」の本文に盛り込まれています。 原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。	1 11 1 3 1
			原案のとおりとします。 法令等が遵守されるよう徹底すべきと考えます。	4
3 (1) キ 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	「動物へのストレス軽減を考慮した普及啓発手法の検討」を「生きた動物を使用せずに行うことの出来るカリキュラムの導入、動物図書、映像、写真の展示、地域ボランティアや獣医を招いてのイベント等」とすべき。	基本的に、教育現場に生きた動物を持ち込むべきではない。	原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。	1
3 (2) 事業者等による動物の適正な取扱いの推進	1段落目の「出生後56日」を「出生後90日」へ修正すべき。 8週齢（56日齢）規制の周知徹底をより明確にすべき。 8週齢（56日齢）は販売日齢ではなく親から引き離さないこと。	56日では目的としている十分な社会化が出来ない。個体差もあるので90日が妥当。 幼齢期に早期に親兄弟等から引き離すと社会化が不十分となり、問題行動が出やすくなる。 販売日齢ではもっと前に親から離すようになり、問題行動が出る確率が高くなる。	原案のとおりとします。 犬猫等の繁殖業者による出生後56日（法施行後3年間は45日、その後別に法律で定める日までの間は49日）を経過しない犬猫の販売等については、法律により規定されています。	1 2 2

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
	<p>「東京都条例の改正により、なるべく迅速に、実質的な8週齢（56日齢）規制を実現していく」など、動物取扱業者の生後56日以内の犬猫の販売禁止を、全国に先駆けて実施する規定を設ける内容を追記すべき。</p>	<p>改正動物愛護法では附則第7条によって、施行後3年は「45日」、その後は「49日」となっており、「56日」になるまでに最短でも5年かかると読める。附則によってかえって、日本の犬は大きな危険にさらされる可能性もでてきている。研究成果からは、8週齢以上で生まれた環境から子犬を引き離すほうが、8週齢未満で引き離すよりも、その精神的状態が有意に改善することも明らかになっている。東京五輪を控え、欧米先進国では当たり前の8週齢規制が存在しないと、東京のイメージダウンは甚だしい。各自治体に率先して生後56日以内の犬猫の販売禁止に取り組むのが首都東京の責務と考える。</p>	<p>・出生後56日を経過しない犬及び猫については、改正法では、販売、販売のための引渡しや展示が禁止されました。ただし、制度を円滑に施行し、全ての犬猫等販売業者に遵守してもらうため、附則により、平成25年9月1日の改正法施行時から3年間は出生後45日、それ以降別に法律に定めるまでの間は出生後49日を経過しない犬及び猫の販売等を禁止することとなっています。</p> <p>・なお国は、早期の親等からの引き離しが問題であるものの、昨今の飼養環境の変化や取り扱われる品種の変化を踏まえ、どの程度の日数が最低限必要であるかは、十分解明されていない部分があり、一方、規制の遵守のためには生年月日の証明等、販売規制の担保措置についても充実させる必要があると説明しています。</p> <p>・今後、国は、親等から引き離す理想的な時期について調査・検証し、それに基づき、日数を定めることとしています。</p> <p>・こうした改正法及び附則の内容、国の考え方等に鑑みるならば、現行の法体系の中で、都として、法律を上回る規制を条例で定めることはできないと考えます。</p>	4
	<p>総量規制について具体的な施策を追加・明記すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日までに、東京都内の全ての犬・猫の生体販売は、東京都の指定を受けた施設以外での販売を禁ずる。違反した事業者は東京都内での一切の生体販売を禁ずる。 ・生体販売の総量は、東京都内の犬・猫の殺処分数がゼロになるまで、段階的に縮小する計画を策定し、各施設に販売数量を割り当てることとする。 ・東京都内の犬・猫の殺処分数をゼロにするために、東京都の指定を受けた施設では、販売実績に応じて、一定件数、引取手のいない犬・猫に関して、飼い主とのマッチングを行うことを義務づける。 	<p>ペット動物として商売道具にすること自体が、人間の営みとしては否定しないものの、それ自体が非人道的であり、「8週齢（56日）」のような質的な規制を強化して免罪符としてお茶を濁すこと自体も非人道的と感じる。狩猟と同じく、質的規制より量的規制をするべきであって、質的規制の遵守は業界団体が差別化のために行う自主的なマーケティングに任せれば良い。</p> <p>生体販売としてのペット動物の取扱を縮小していく方向で議論されることを期待します。</p>	<p>御意見としてお聞きします。</p> <p>第一種動物取扱業については法律により定められています。</p>	1
	<p>「生体の店頭販売の禁止」を追加すべき。</p>	<p>団体や個人が努力して譲渡や引取りを増やしても、供給が増え続けている限り、現状は変わらないから。</p>		2
	<p>ブリーダーを取り締まり、適正な管理方法を議論すべき。</p> <p>ペットショップなど生体販売の禁止を義務付けるべき。</p>	<p>ペットショップやブリーダーがある限り、悲惨な現状は改善されないから。</p> <p>生体を繁殖する、命を産み出す人達は、資格を持った人達にし、数も規制する。ペットショップでは生体の販売を禁止し、グッズやフードの販売に限ってほしい。</p>		3
	<p>第一種動物取扱業を登録制から許可制にすべき。</p>	<p>命を扱う事業者であり、一般の製造・小売業とは分けて考えるべき。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>第一種動物取扱業の登録制については、法律により定められています。</p>	1
	<p>動物取扱業の登録にあたって、暴力団関連業者でないかどうかの調査をすべき。</p>	<p>動物売買関係者には、暴力団関連企業が関わっていることが多いと聞く。</p>	<p>第一種動物取扱業の登録については、法の規定に則って行われています。</p>	1
	<p>生体販売の際、「繁殖者・仲介業者の名前の表記」を義務付ける条例をつくるべき。</p>	<p>現状では、どこで動物が繁殖されたのか、わからないから。</p>	<p>法令により規定されています。</p>	1
	<p>7段落目「また、特定動物等人への危害の・・・（中略）・・・関係職員の資質向上が必須である。」とすべき。</p>	<p>犯罪事件、事故などもあり、具体策が急務と思われる。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。</p>	1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
	最後の段落の「5つの自由」や「3Rの原則」等の動物福祉に配慮した」を「5つの自由」や「3Rの原則」等の動物福祉に則した」と変更する。	「配慮」ではないも同じ。「則す」努力が必要。	原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。	1
	最後の段落の「関係省庁等国の動きに配慮しつつ」を削除。	東京都が配慮するのは当然であり、わざわざ記載する必要性がない。		1
	最後の段落の「普及啓発等を行っていく」を「積極的に普及啓発等を行っていく」に変更する。	普及啓発等であれば積極性をもって臨んでいくべき。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。	1
	最後の段落の「普及啓発等を行っていくことが求められる。」を「普及啓発等が必要不可欠である。」とすべき。	悪質な状況を改善すべく、指導監督していくことが急務と思われる。		1
	最後の段落の「事業者等の自主管理により」に「事業者等の自主管理に加え、利害関係のない第三者による監視及び助言により」を追加する。	自主管理では、事業者等のやりたい放題となるため。	原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。	1
	最後の段落の「必要に応じて」を「積極的に」と修正すべき。	都による立入り調査と、都民への情報開示により透明化を図るべき。		1
	最後の段落に続けて、「また、実験動物については、飼養保管基準等の遵守状況の点検や点検結果に対する外部機関等による検証等の推進について、関係省庁や関係団体と連携した普及啓発が必要である。」を追加すべき。	実験動物の愛護管理の体制を推進するうえで極めて重要であり、普及啓発の際に特記すべき内容。		1
	災害時対策や公衆衛生、動物福祉の観点から、実験動物飼養施設への定期的な立入り調査を行うことを取り組むべき課題として記載すべき。	実験動物の災害時対策のためには施設の所在や飼養保管状況を把握しておくことが不可欠。各施設の防災計画がきちんと作成されているか、準備がされているかを確認する必要もある。 動物実験施設では細菌・ウイルス感染実験や遺伝子組み換え実験、放射線や放射性物質を使用した実験が行われている。災害等でこれらの拡散が生じれば、取り返しのつかない事態に陥る危険性がある。そのようなことを未然に防ぐためにも、普段から施設の所在や飼養保管状況を把握しておくことは有効。また、動物実験施設も狂犬病予防法の例外ではなく、このような施設に適切な指導が行えることも立入り調査のメリットになる。 定期的に調査票や立入り調査時の目視や聞き取りで確認しておくことは動物福祉上の意義がある。	原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。 なお、災害対策については、御意見の趣旨を踏まえ、災害対策における産業動物及び実験動物の対応について盛り込み、修正します。	2
	産業動物について災害対策や適正飼養の普及啓発を有効に行っていくため、関連部署と情報の共有を図り、動物愛護担当部署においても産業動物飼養施設の所在や各飼養頭羽数データを把握すること。さらにアニマルウェルフェア指針の普及啓発と、そのモニタリングを、今後取り組むべき課題として明記すべき。	災害対策においては動物愛護担当部署も産業動物飼養施設を把握する必要がある。地方公共団体が主体となって畜産動物の最新の実態について把握する必要があり、そのために動物愛護担当部署と畜産動物関連部署との情報共有について記載すべき。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。	2
	産業動物にストレスを与える飼養方法を禁止すべき。	狭い枠の中に閉じ込めたまま等、道徳的に問題。またストレスで体調を壊し抗生物質を使うなど悪影響もある。	御意見としてお聞きします。 事業者等の自主管理において判断すべきものと考えます。	1
	動物愛護管理行政に携わる職員と予算を増やすべき。	規制が増え動物愛護を推進させるために行政の活動が増える。人員と予算がないことを理由に規制が無駄になるのは避けるべき。	御意見としてお聞きします。	1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
3 (2) ア 動物取扱業 の監視強化	「動物取扱業者への抜き打ち検査の実施」を追記すべき。	東京都における動物愛護管理に纏わる問題の多くは販売する業者に起因する。悪質な業者を駆逐することで市場は健全化および透明化され、飼い主や購買者への正しい教育も浸透する。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、既に東京都において実施されています。	1
	「都民からの事業者等に対する情報の収集とその情報に基づく更なる指導の徹底」を追記すべき。	説明責任は果たしても、不適切な販売時の説明が並行して相変わらず行われているため。	原案のとおりとします。 東京都では、これまでも都民等からの情報提供に基づく監視指導等が実施されています。	1
	「「出生後56日までの引渡し等の禁止」の早期実現に向けた働きかけ」を追記すべき。	記載だけでは意味をもたないため。	原案のとおりとします。 法令等が遵守されるよう徹底すべきと考えます。	1
3 (2) イ 動物取扱業 の指導事項 等の拡大への 対応	「動物取扱業関連の養成施設（専門学校等）の教職員等に対する関係法令等の周知」の最後に「徹底」を追記すべき。	徹底して強化が望まれる。	御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。	1
	「悪質な動物取扱業者の公表」を追記すべき。	東京都における動物愛護管理に纏わる問題の多くは販売する業者に起因する。悪質な業者を駆逐することで市場は健全化および透明化され、飼い主や購買者への正しい教育も浸透する。	原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。	1
3 (2) エ 産業動物及び 実験動物の 適正な取扱い への対応	「畜産業者等への「5つの自由」等動物福祉の徹底と、福祉を考慮した飼養保管管理等の講習の実施と施設のチェック」と修正すべき。	産業動物については、ベールに隠れていて実状がわからない。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、原案及び「第5-3(2)事業者等による動物の適正な取扱いの推進」の本文に盛り込まれています。	1
	「実験動物関係団体を通じた「3Rの原則」や「代替法の選択」、飼養保管基準等についての普及啓発の推進」と修正すべき。	代替法を選択し得るものは転換すべき。		1
	「実験動物関係団体を通じた「3Rの原則」や飼養保管基準等についての普及啓発の徹底と具体策の強化」と修正すべき。	悪質な状況を改善すべく、指導監督を徹底して行っていくことが急務と思われる。具体的な実施と確実な結果が望まれるため。		1
	「動物福祉に係る配慮が不十分な取扱いに対し、関係団体と協力した具体的な対応の検討」と修正すべき。			
	①「動物実験施設への利害関係のない第三者機関による定期的立入調査による実態把握」 ②「「3Rの原則」「各基準」の遵守度合い実態の把握」を追記すべき。	自主管理では「実態」把握は不可能。「言っていることを聞く」のではなく「実態」を把握する必要があるため。		1
	努力義務では改善は不可能。動物実験に使われる動物の把握をすべき。条例を作してほしい。	結局は業者がどう考えるかになるので完全な改善は望めない。不十分な取扱いが曖昧であれば対応もしにくいことは、ペット業界でも立証されている。	御意見としてお聞きします。	2
	動物実験を制限すべき。	先進国の多くでは動物実験を制限している。		1
内容が分からないので具体的に明記すべき。世界基準に合わせる努力をするべき。	世界基準に合わせた規制を推進していくべき。		1	
3 (3) 動物の致死 処分数の更 なる減少を 目指した取 組の推進	標題を「動物の致死処分ゼロを目指した取組の推進」とすべき。	動物の生命が社会の事情によらず尊重される社会こそ、これからの国際都市の基盤となることを期待する。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。	2
	2段落目の最後を「販売説明時の徹底等の取組を進めることで、致死処分数ゼロを目指す。」とすべき。	東京都は今後、全国でもモデルケースとなるよう、一層の体制強化が急務である。		1
	3段落目「しかし、社会の・・・(中略)・・・高くなっていくものと推察される。」を「また、引取り事由も徹底して見直し、譲渡強化、事故や病気などでの重篤状態の安楽死をのぞく致死処分ゼロを目指すことにより、東京都は全国のモデルとなるべきである。」とすべき。	消極的目標は時勢に合わないため。		1
	4段落目の最後を「・・・可能な限りゼロにすることが望まれる。」とすべき。	消極的目標は時勢に合わないため。		1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
	5段落目の最後を「・・・動物福祉に配慮した飼養管理と、譲渡困難動物への専門家によるトレーニングなどを行うことが必要となってくる。」に修正すべき。	譲渡困難犬のトレーニングを実施できていないため。	原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。	1
	6段落目の「動物の入手先として、動物愛護相談センターや動物愛護団体等を行う譲渡についての認知度をさらに高める」の具体的な対策を示すべき。	例えば、道徳の授業の一環として小中学生の動物愛護センターの訪問と現状説明等など。	原案のとおりとします。 具体的な対策については、本審議会の答申等を踏まえ、東京都において検討すべきものと考えます。	1
	熊本市の愛護センターのように殺処分ゼロに取り組むべき。	東京都は愛護団体やボランティア任せで動物の譲渡をあまり行っていないから。 愛護センターは名前どおり「愛護」であるべき。	御意見としてお聞きします。	2
	適正飼養の指導の徹底の上、愛護センターで引き取った動物は100%近く、譲渡するようにすべき。	愛護センターによる殺処分のため、捨てられる場合もある。愛護センターで譲渡するようになれば捨てられることは減ると思う。 愛護センターは名前どおり「愛護」であるべき。		1
	「東京都の愛護センターや保健所等で定期的な譲渡会を開催する」と追記すべき。	殺処分を減らすためには、譲渡が必要。東京都の譲渡数は、熊本市や長野県の譲渡数と比べて少なすぎる。民間のボランティアの負担が大きすぎる。公的なサポートがないと、殺処分は減らせない。	原案のとおりとします。 譲渡会については、既に東京都において実施されています。	3
	熊本市を見習って、もっとたくさんの動物を譲渡すべき。 「譲渡会をもっと増加する」と追記すべき。	東京都は熊本市よりも財政が豊かである。熊本市の愛護センターは殺処分ゼロなのに、なぜ東京都にできないのか。	原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。	2
	「東京都の愛護センターで野良猫の不妊・去勢手術を無料で行う」と追記すべき。	殺処分の大半は子猫であるから。 野良猫の不妊去勢手術をしたくても、費用がなく、できない人がいるから。	原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。 なお、東京都では飼い主のいない猫対策事業を行う区市町村に対する支援事業が実施されています。	6
	現在の問題点として「動物の致死処分の減少は動物愛護団体等が無理をして引き取り、更にそこから無理をして引き取った里親によるものが大きく、純粋にあるべき姿として致死処分数が減少しているのではない。」と追記する。	正しく現状把握するため。	原案のとおりとします。 東京都では、登録譲渡団体等と連携協力した譲渡が行われています。	1
	飼い主からは一切、引き取るべきではない。	動物を飼うにあたっては終生飼育の義務がある。飼い主がやむを得ない理由で手放す時には、飼い主自身が動物病院で立会いのもと安楽死させるべき。都民の税金を殺処分に使うのは許しがたい。	東京都では、条例に基づき、やむを得ない場合に限り、引取りが行われています。	1
3 (3) ア 譲渡拡大のための仕組みづくり	「ボランティア団体と平行して個人のボランティアを募り、譲渡の充実拡大につなげる」と修正すべき。	個人ボランティアも参加できるようにしてほしい。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。	1
	「登録譲渡団体等の、実際の譲渡状況の把握を最低年1回は行うこと」を追記すべき。	譲渡だけでなく、預かりボランティアへの委託の方法などが、必ずしも望ましい状態で行われているとは限らないから。	原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。 御指摘の点については、既に東京都において実施されています。	1
	「インターネットによる譲渡動物の写真等告知、情報開示の徹底」を追記すべき。	どんな動物が収容されているかを明確に情報開示すべき。それにより譲渡も増えるはず。収容動物は負傷していても掲載すべき。	原案のとおりとします。 御意見としてお聞きします。	1
	「引取りボランティアに対する助成金の検討」を追記すべき。	一定の活動をした団体については、助成金を出すようにすべき。助成金があれば、更に譲渡動物が増えることを予想する。		2
	ペットショップ等以外に動物を探せる仕組みがあることを、ペットショップの店頭に掲示することを義務付けるべき。	販売後のことに対し、販売者が無責任すぎると思うので、責任を持たせたほうがよい。		1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
3 (3) イ 取扱動物の 適正な飼養 管理の確保	「動物愛護相談センターの整備または建替え及び譲渡施設への転換」を追記すべき。	都民が訪れたいくなる設備とすることによって、来訪者の増加、譲渡数の増加となるため。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、原案に盛り込まれています。	2
3 (3) ー	「ウ 持込み動物減少への仕組みづくり」として ①「「出生後5日までの引渡し等の禁止」の早期実現に向けた取組み」 ②「最終的に「生体販売禁止」を目指しての検討」を追記すべき。	譲渡数を増やすことより、センターに持ち込まれる動物を減らすことが一番の取り組むべき課題であるため。	原案のとおりとします。 犬猫等の繁殖業者による出生後5日（法施行後3年間は45日、その後別に法律で定める日までの間は49日）を経過しない犬猫の販売等については、法律により規定されています。 また、第一種動物取扱業については法律により定められています。	1
3 (4) 災害対策を はじめとする 危機管理への 的確な対応	最後の段落の最後を「他自治体との広域的な協力体制の構築などについても、具体化し、実施訓練しておくことが重要である。」とすべき。 検討の対象にペット以外の、実験動物飼養施設や畜産動物飼養施設を加えるべき。 ・実験動物について、取り組むべき課題に実験動物施設への定期的な立入り調査を含めるべき。 ・畜産動物について、関連部署と情報の共有をすべき。	危機管理も、実効性がなければ、施策も全く意味を成さない。 動物実験施設では公衆衛生上問題のある、細菌・ウイルス感染実験等が行われている。大規模災害時にこれらの拡散を防ぐためには、施設の所在や飼養保管状況を把握しておくことが不可欠。普段から施設の所在や飼養保管状況を把握するため、実験動物飼養施設への定期的な立入り調査を行うべき。 産業動物について、東日本大震災では産業動物への対応を所管する官庁が環境省なのか農水省なのかという混乱が生じ、対応の遅れが発生した。迅速かつ適切な対応を行うためには、あらかじめ動物愛護行政も産業動物飼養施設について把握する必要があり、動物愛護管理部署において管轄内の全農家リスト、少なくとも各飼養頭羽数データを共有しておくべき。	原案のとおりとします。 具体的は方法については、本審議会の答申等を踏まえ、東京都において検討すべきものと考えます。 御意見の趣旨を踏まえ、災害対策における産業動物及び実験動物の対応について盛り込み、修正します。 (修正内容) ・本文8段落目として「産業動物や実験動物についても、管理者等の自主管理により災害対策を推進することが重要である。」を追加 ・イ 災害時の動物救護体制の充実の最後に「○産業動物・実験動物の災害時対策の推進」を追加	1 3
3 (4) イ 災害時の動物 救護体制の 充実	「市町村へ同行避難について、マニュアル作成の徹底と、地区別の明確化」を追記すべき。 避難所開設訓練時に動物の同行避難訓練を行わせるべき。 災害時の同行避難受入れ体制を具体的に示すべき。 避難の際はペット同行で避難させてほしい。 災害時に飼っている動物の命を守るのは飼い主。	東京都から具体的な指導をすべき。 避難所を開設する場合、複数の課が担当しており垣根を越えた話し合いができておらず、動物の飼養場所等の確保がされていないため。 動物同行可能な避難所は、事前に取り決めて住民に周知すべき。 できる限り一緒に避難は難しいと思います。	原案のとおりとします。 御意見の趣旨については、盛り込まれています。 災害時に地域で避難所を開設するのは区市町村であり、具体的な内容については、地域性等に応じて区市町村で判断されるべきものと考えます。 御意見としてお聞きします。 災害時の動物救護については、自助・共助による対応が重要であると考えます。	1 1 3 1
※ 具体的な 数値目標	飼い主の都合による引取りをゼロにすべき。 殺処分ゼロを目標とするべき。 「猫の返還・譲渡率」の数値目標を犬と同等にすべき。 「猫の返還・譲渡率」の数値目標を「50%以上に増やす」とすべき。	(未記入) 熊本市の取組などを参考に、ゼロにする事はできるはず。ボランティア、動物愛護団体等の意見、経験を取り入れつつ、しかし団体に任せきりではなく、東京都として相当の予算をつけ取り組むことを期待します。 目標が低すぎる。 目標が低すぎる。50%を目標として十分可能である。	東京都では、条例に基づき、やむを得ない場合に限り、引取りが行われています。 原案のとおりとします。 現状及び施策の方向性を勘案した妥当な数値目標であると考えます。	1 3 1 11

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
	「猫の返還・譲渡率」の数値目標を引き上げるべき。	不妊去勢を徹底し繁殖数を減らす事を前提とし、収容数の大半を占める野良猫の子猫の返還・譲渡率をもっと引き上げてよいのではないか。	原案のとおりとします。 現状及び施策の方向性を勘案した妥当な数値目標であると考えます。	2
	積極的数値にすべき。	消極的目標は時勢にそぐわないため。		1

(小計) 216

その他の意見（該当箇所を指定せず寄せられた意見）

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
全体	「飼い主のいない猫対策」を「地域猫対策」に修正すべき。	改正動物愛護管理法のよるべき基準や、同基本指針でも、「飼い主のいない猫対策」を「地域猫対策」と言い換えています。「地域猫対策」の表現は既に都民に浸透していると考えられます。 また、単なる餌やり対象の野良猫を、一部の都民が地域猫と言い換えるだけのおそれは、希薄になっていると思われま。	原案のとおりとします。 「飼い主のいない猫対策」には、地域猫とせず、猫を保護して飼い猫とする取組等も含まれています。 国の動物愛護管理基本指針等において、「飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策」と示されています。これは、飼い主のいない猫対策の一つとして、地域猫として管理する対策を示したものであると考えます。	1
全体	「動物愛護団体やボランティア団体との連携」という表記が多いが、都政としてあまりにもボランティアに頼り過ぎ。	都政として、職員の雇用、組織作りが必要と考える。そもそも目標自体が小さく、やる気があまり感じられない。	御意見としてお聞きします。	1
全体	動物愛護のボランティア団体・個人が参加するシンポジウムや勉強会等を積極的に行い、場合によっては補助金を創設するなど支援方法を増やし、その活動を重点的に都民に周知する。	東京都が積極的にボランティア活動をバックアップ、周知していくことに期待する。	御意見の趣旨については、盛り込まれています。	1
—	都内の動物取扱業者（ペットショップ等）の数の多さ、全国第一位というところを改善すべき。	首都である東京都がペット産業を支える必要はない。ペット産業の廃止も目標に掲げるべき。ペット産業の推進こそが無責任な飼い主を生み、その結果が殺処分の増加だから。	犬猫等の販売を業として営む者は、法律により第一種動物取扱業の登録が必要となります。 登録については、法の規定に則って行われています。	1
—	動物販売業者の資格厳格化や削減の方向性を示すべき。	少子高齢化に伴いペットを飼う世帯が増えている。同時に動物愛護センターへの引取りや殺処分が増えている。ある程度の規制は必要。		1
—	繁華街でのペットショップ経営を禁止すべき。	動物は商品ではありません。見せ物のように展示されている動物も可哀想です。		1
—	インターネット販売を禁止すべき。	(未記入)	法律により、第一種動物取扱業は、動物の販売にあたり、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者に対し、動物を直接見せるとともに、対面により説明しなければなりません。	1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
—	ペットショップでの動物の店頭販売を禁止すべき。	日本はあまりにもペットショップが多い。犬や猫を多く繁殖・販売しているのが、殺処分される頭数を増やす原因だと思う。本当に飼いたければブリーダーのところへ通って時間をかけて検討し、その後はじめて家族として迎えれば、愛情も増す。ペットショップは個体の販売ではなく、フードや用品の販売、ブリーダーの紹介、保護された犬猫の里親探しの場にしていただきたい。	御意見としてお聞きします。 第一種動物取扱業については法律により定められています。	4
—	ペットショップ、ブリーダー等による動物の生体販売を禁止すべき。	ペットショップやブリーダーでは、販売にあたって、十分な説明がされていない。生体販売は、安易に動物を購入することに結びつく。販売されている動物への健康への悪影響がある。既に欧米先進諸国ではペットショップの廃止がされている国がある。命は売り買いするものではないし、禁止されて当然。殺処分される犬猫の大きな要因である生体販売は禁止すべき。		11
—	動物の生体販売廃止に向けて規制をかけるべき。その項目を追加すべき。	殺処分をなくせない理由のひとつが生体販売であることは明らかなのに、行政がその点について黙認している現状はおかしい。蛇口を閉めるためにペット業界に厳しい規制をかけ生体販売廃止に向けてもっと問題提起されるべき。	法律の制定、改正などは国の事務であり、御意見としてお聞きします。	2
—	動物の生体販売をしているペットショップや悪質なブリーダーを規制し、殺処分をなくすべき。	ペットショップや悪質なブリーダーがなくなれば、買っていらなくなったら捨てて殺処分という負のスパイラルがなくなるから。		3
—	日本全国の生体販売業者を廃業にするべき。	生体販売禁止こそが殺処分を無くす一番の方法。根源を取り締まるのが大切である。		1
—	犬猫の8週(56日)齢までの販売等の規制について、東京都条例の改正により、早急に実質的な規制を実現すべき。	努力規定では変わらない。	御意見に対する考え方は、上記「第5 3 (2)事業者等による動物の適正な取扱いの推進」の該当箇所への御意見に対してお答えしたものと同じです。	5
—	犬猫の8週(56日)齢までの販売等の規制について、都民等へも周知することを明確にすべき。	(未記入)	御意見の趣旨については、盛り込まれています。	2
—	法改正内容をはじめ、殺処分の現状や8週齢規制、地域猫活動の必要性などを、都民に周知させるべき。	関心のある人しか問題に向き合っていない。殺処分をなくしていくため、真に命を尊ぶ社会の実現のためには、一部の人たちだけが考え行動するような限定的なものであってはならない。		1
—	犬を飼う場合、登録および終生飼育の宣誓、定期的なチェックを義務付ける。飼い主が飼育が困難になった場合は地区で譲渡活動を行う。	犬は物ではなく命だから。	御意見としてお聞きします。	1
—	動物を売買する際、税金をかけたたり、身分証の提示を求めるなどすべき。	無責任な飼い主をいなくするため。		1
—	ペット税を導入すべき。	殺処分などに税を使うくらいなら、一時的に受け入れる施設を増設・拡大したり、地域猫への対応、災害時の動物達への支援等に当ててほしい。		1
—	所有者から引取りを行う際に、殺処分費用を負担させるべき。	殺したい人間の都合を、殺したくない人間の税金でまかなっている現実はおかしい。		1
—	飼い主不明の子猫・成猫の引取り、致死処分を廃止すべき。	いざという時は管理センターへ持ち込めば良いという発想がある背景には、行政が何とかしてくれるという、ある種の「常識」がうまれてしまっているから。民間愛護団体と連携して管理し、飼い主へ返還または譲渡先を探す等の仕組みを作るべき。	御意見としてお聞きします。 なお、東京都では、条例に基づき、やむを得ない場合に限り、引取りが行われています。	1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
—	殺処分を止めて、殺処分予定の動物を譲渡してほしい。 譲渡先が見つけれない犬猫については施設で終生飼養を可能とする方法を考えるべき。	人間の身勝手な都合で動物達の命が犠牲にならないよう、心から殺処分ゼロを願う。	御意見としてお聞きします。	3
—	2023年に10万匹もの犬猫を殺害する目標を認めない。殺処分自体を即刻やめ、税金をティアハイムに利用すべき。	国民を騙して環境省が犬猫を残酷に殺害しているから。	国の施策に関することと考えます。 御意見としてお聞きします。	1
—	炭酸ガスによる殺処分をやめ、動物に苦痛や恐怖を与えない方法に変えるべき。 麻酔注射による安楽死に変えるべき。	ガスでの窒息死では安楽死とは決して呼べない。	御意見としてお聞きします。 なお、東京都では、国の指針に示されている方法により致死処分が実施されています。	7
—	犬猫が行政により殺処分されていること、そのほとんどの方法が安楽死ではないこと、その原因を市民に知らせる必要がある。殺処分に税金が使われていること、及びその額も知らせるべき。	(未記入)		1
—	殺処分機を廃止し、保護期間を無期限にするべき。	動物を、たった数日で窒息死させることは残酷非道。		1
—	第二種動物取扱業の届出を義務化することで、東京都から資金を援助すべき。	全て自己負担で、保護した猫の医療対応など動物病院代の費用がかかり過ぎるので援助していただきたい。	第二種動物取扱業の届出については、法律により義務付けられています。	1
—	ボランティア団体へのサポートがあっても良い。	(未記入)	御意見の趣旨については、盛り込まれています。	1
—	冬場は冷えるので、保健所の犬に毛布を配給する。 寄付を受取れる窓口を設置する。	冬場の冷え込みで死亡する事故を聞いている。	東京都では、動物愛護相談センター内の温度管理、衛生管理等が適切に行われています。	1
—	収容動物の健康状態、衛生状態を改善すべき。公示期間を延長すべき。	暑さ、寒さから守る。不潔な環境では病気がまん延してしまう。官民一体となった譲渡活動をすべき。	寄付の受け付け、公示期間の延長については、御意見としてお聞きします。	1
—	動物愛護相談センター城南島出張所をオープンな、動物とのふれあいと譲渡施設への転換を希望。	愛護団体の力も得て適切な譲渡推進を図れる場になるように。	御意見としてお聞きします。	1
—	愛護センターは処分するところではなく、命をつなげる場として徹底改善してほしい。	(未記入)		1
—	各県や市に保護動物が暮らせ、譲渡会を行える施設を作るべき。	ティアハイムが各県、各市にあれば殺処分される子達は減っていき、そこで譲渡を行えば、ペットショップに行く人も減るばかりか動物好きな人達の交流の場、ボランティアの場にもなる。		1
—	国で管理するシェルターをつくるべき。	(未記入)		1
—	飼い主持ち込みや野良犬であっても譲渡可能にするべき。老犬や病気であっても医療を受け譲渡対象にするべき。 飼い主への返還率を上げる対策を確実に講じるべき。	飼い主の身勝手に捨てられた悲しい子達だからこそ新たに生きるチャンス。	東京都では、引取り・収容した犬猫等について、可能な限り譲渡できるよう努力されています。	2
—	東京都として譲渡会を開催すべき。その際に、それぞれの犬猫の生い立ちを記すことも大事。	(未記入)	御意見としてお聞きします。 譲渡会は、既に実施されています。	1
—	ボランティア団体と連携して、都庁の都民広場で譲渡会を開催してほしい。	動物愛護意識の高い都民育成を目指し、都民広場を有効活用すべき。	御意見としてお聞きします。	1
—	東京都で犬猫殺処分問題を改善していくためのイベントなどがあれば、積極的に告知するべき。	情報を共有しあう事は動物問題の周知にも繋がる、殺処分削減にも繋がる、飼い主の意識向上等にも役立つため。		1
—	マイクロチップを義務化すべき。	犬や猫、動物などの登録・届出を義務化し、迷い子などになっても飼い主がわかるようにしてほしい。 飼い主ではなく、繁殖業者にマイクロチップ装着を義務付けるべき。	御意見としてお聞きします。 なお、マイクロチップについては、今後、国において、普及促進及び販売の用に供せられる犬猫等に、マイクロチップを装着させるための方策について調査研究されることとなっています。	3

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
—	飼い主のいない猫対策を推進すべき。 不妊去勢の義務化を周知徹底すべき。 不妊去勢手術済みの飼い主のいない猫に関しては不妊手術の麻酔中に耳先Vカットを施すことを義務付けるべき。 町会に地域猫活動の啓発、広報を拡大すべく、自主的な作業を徹底すべき。	殺処分をなくすために、やらなければならない課題が多くあるため。	御意見としてお聞きします。 なお、飼い主のいない猫対策の推進については盛り込まれています。	1
—	愛護センターに収容された犬猫の譲渡に力を入れるべき。 収容動物情報のHPに必ず写真を掲載すべき。 収容期間を延長すべき。 愛護センターは老朽化しているので、リノベーションが必要。 即日処分されてしまう子猫の一時預かりボランティアや譲渡希望者を募るべき。	殺す行政から生かす行政に変えて行かねばならない。 センターの仕事内容、行政体質、職員の意識改革が抜本的に必要。	御意見としてお聞きします。 なお、犬猫の譲渡推進については盛り込まれています。	1
—	2回以上動物の引取りを求め、それを引き取らなければならない場合は遺棄と定義し、罰則に処する。	2度以上引取りを求めてくる飼養放棄は遺棄に値します。	御意見としてお聞きします。	1
—	動物愛護推進員の選出基準を改めるべき。	実際に活動している人に限定する。	動物愛護に関する活動実績があることが、東京都の委嘱する動物愛護推進員の選考条件の一つとなっています。	1
—	警察や検察等も含めた動物虐待の改善及び防止体制の整備とその責務の明確化を求める。 虐待の定義について数値による定義付けを行い明示すべき。	法律は厳しくなったが、適用されるのはまれ。 数値化により地方行政の現場が動きやすくなり、虐待防止につながる。	国の施策に関することと考えます。 御意見としてお聞きします。	1
—	所有者の判明しない猫の引取りを捨得者その他の者から駆除目的で引取りを求められた場合は引取りしてはならない。	猫の排除・殺処分を目的とした捕獲とその捕獲された猫の引取りが全国で多発しているのにより厳格な取り締まりが必要。	東京都では、条例に基づき、やむを得ない場合に限り、引取りを行っており、駆除目的で捕獲された猫の引取りは行われていません。	1
—	動物愛護管理法を改正し、基準をドイツやオランダと同じレベルにするべき。 ・アニマルポリスの設立が必要。 ・実験動物の規制。3Rの徹底強化。第三者機関による審査、規則違反の厳罰化。 ・家畜もドイツのように安楽死。苦痛、恐怖を与えるような環境での飼育を廃止。	(未記入)	国の施策に関することと考えます。 御意見としてお聞きします。	1
—	動物愛護管理法を改正すべき。 ・収容動物の告示期間を3ヶ月、少なくとも遺失物法施行令に基づき最低2週間は設けると定める。 ・「国民は飼主のいない動物について動物保護・愛護責任を負う」との規定を求める。 ・自治体の収容施設の共通基準を設ける。 ・都道府県等に譲渡事業の義務化 ・実験動物施設を登録制にし、記録の保管・情報開示を義務化する。自治体の職員では判断が困難であるため、外部査察を義務化する。 ・産業動物業者を動物取扱業に含むべき。 ・愛護動物の定義を全ての脊椎動物とすべき。 動物福祉法を新設する。	殺処分をなくすために、やらなければならない課題が多くあるため。		1
—	対象を犬猫だけでなく哺乳類全般に。	(未記入)		1
—	動物飼育の登録を義務化すべき。	(未記入)		1
—	動物飼育を許可制にすべき。	手続きを嫌がるものがペットを購入しなくなるため、飼育放棄が減少し殺処分の大幅な削減を実現する。		1

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
—	毛皮を今すぐ廃止すべき。 毛皮動物飼育、毛皮取扱業の記載を組み入れるべき。	(未記入)	国の施策に関することと考えます。 御意見としてお聞きします。	2
—	猫を屋外飼育する場合、不妊去勢手術を条例で義務化すべき。	家庭動物飼養管理基準で定められているが、実効性に乏しい。	御意見としてお聞きします。	1
—	「廃犬届」という名称の変更の検討を希望する。	長年に渡り生活を共にして来た動物の死亡に際して「廃犬」という表現をするのは非常に辛い。		1

(小計) 85